

「ロール製品パッケージ」事件

知財高裁令和8年4月23日判決
令和7年（行ケ）第10069号

課題の独自性、数値限定及びパラメータの新しさはどこまで進歩性を支えるか

作成日：2026年9月20日

GPT-6 Astra

私見は、進歩性を否定した結論をおおむね支持するというものです。ただし、異議決定が重視した課題・効果と、後の無効審決・判決が採った容易想到性の評価との違いを、比較試験の内容も踏まえて検討する必要があります。

本判決の中心は、発明者が新しい課題やパラメータを見いだしたかだけでなく、その発見を知らない当業者でも、別の動機から、請求項に含まれる製品を容易に構成できたかという点にあります。裁判所は、本件発明の課題を認識することや、すべての変更を必然的に選択することまで、容易想到性の判断に必要ではないとしました。ただし、これを「課題の相違は常に無意味」「数値限定には必ず臨界的意義が必要」と一般化するべきではありません。[1]（60～61頁）

本稿は、判決本文[1]、異議決定[8]、無効審決[9]及びJ-PlatPatの経過情報[10]・登録情報[11]に基づく評釈です。本件特許公報[4]の実施例・比較例を踏まえ、創英の解説[2]及びユニアスの解説[3]による評価とは区別して論じます。

本文中の[番号]は文末の参考文献に対応します。[1]は判決書の印刷頁、[4]・[8]は公報の印刷頁、[9]～[11]は提供PDFのページ位置を示します。資料から確認した事実、各手続の判断、本稿の評価を区別しています。

1. 事案の概要、手続の経緯及び特許権の状態

本件は、日本製紙クレシア株式会社が特許権者であった特許第6590596号「ロール製品パッケージ」について、大王製紙株式会社が請求した無効審判の成立審決に対し、特許権者が取消しを求めた事件です。出願日は平成27年8月31日、設定登録日は令和元年9月27日であり、登録時の請求項数は5でした。[1]（1～2頁）、[4]（1頁）

本件特許は、異議2020-700269号事件において、令和2年10月28日付け訂正請求による訂正が認められ、令和3年3月2日に請求項1～5の特許を維持する決定がされました。異議決定公報には、同決定の確定日が令和3年3月11日と記載されています。その後、令和5年6月15日に無効審判が請求され、さらに訂正を経て、令和7年6月3日に請求項1、3、4、6、7の特許を無効とする審決がされました。[8]（1～3頁、18～19頁）、[9]（PDF2～7頁）、[1]（2～3頁）

無効審判での訂正では請求項2及び5が削除され、この2項に対する審判請求は却下されています。これは当該2項の特許が有効に残ったことを意味しません。残る請求項1、3、4、6、7はいずれも無効とされ、知財高裁は令和8年4月23日、取消請求を棄却しました。[9]（PDF2頁、62頁）、[1]（1～3頁、73頁）

本判決が維持した無効理由は、特許法 29 条 2 項の進歩性欠如です。無効審判ではサポート要件違反も主張されましたが、その理由は採用されていません。また、令和 3 年の異議決定では、訂正後の請求項についてサポート要件及び実施可能要件の問題も否定されています。各要件の判断を混同せず、どの時点のどの請求項が、どの理由で判断されたかを区別する必要があります。[1]（7 頁）、[8]（9～10 頁、17 頁）、[9]（PDF60～62 頁）

J-PlatPat 経過情報には、「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅）」及び「無効審判の確定による抹消」と表示されています。「登録情報」画面には、「消滅日(2026/05/07)」が表示されており、J-PlatPat 上の消滅日を令和 8 年 5 月 7 日と確認できます。[10]（1 頁）、[11]（1 頁）

同じ登録情報画面では、「閉鎖登録年月日記事」は令和 8 年 8 月 19 日（2026/08/19）、「更新日付」も同日であり、「閉鎖原簿に移記されている」と記載されています。消滅日と閉鎖登録年月日・更新日付とは、それぞれ別の項目として整理します。[11]（1 頁）

ただし、表示上の「消滅日」を、そのまま判決の確定日、無効審決の確定日又は抹消登録日と同一視するものではありません。これらの日付との関係や、上告・上告受理申立て等の有無・経過は、提供された登録情報だけでは独立に確認できません。令和 3 年 3 月 11 日は異議決定の確定日であり、後の無効審決に関する日付とは区別します。[8]（1 頁）、[11]（1 頁）

法的補足として、特許法 125 条本文は、特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとみなすと定めています。本件の進歩性欠如による無効を、存続期間満了や放棄による将来に向けた消滅と同じものとして扱うべきではありません。これは条文に基づく補足であり、経過情報画面自体に当該法的効果の説明が記載されているという意味ではありません。[7]（125 条）、[1]（7 頁）

2. 発明の内容と、引用発明との関係

（1）単なる「長巻トイレットペーパーの 4 個包装」ではない

本件発明は、長巻のロール製品を 4 個、フィルム製のガゼット袋に収納したパッケージです。袋の上部は切妻屋根型に立ち上がって把持部につながり、そこに指掛け穴が形成されています。訂正後の請求項 1 では、巻長、質量、ロール質量とフィルム坪量との比、屋根部分の角度、包装幅、巻き硬さ、把持部の長さなどが組み合わされています。[1]（4 頁）

発明が解決しようとしたのは、長巻化によって重くなったロールをガゼット袋で持ち上げた際に生じる、ロール端部の潰れ、フィルムの破れ、包装内での不安定さ等を抑えつつ、持ち運びやすさを確保することです。したがって、発明者側の技術的な問題意識は、包装形状と内容物の力学的関係にあります。[1]（49 頁）

（2）登録時・異議訂正後・無効審判訂正後の請求項を区別する

登録公報 [4] に記載された請求項 1 は、巻長・質量・質量／フィルム坪量・傾斜角・間隔W等を規定するもので、巻き硬さ 1.0～3.0mm は請求項 2 の限定でした。また、把持部長さ 72～100%は明細書【0026】に記載されていましたが、登録時の請求項 1 には含まれていません。[4]（1～2 頁、段落【0026】）

異議手続での訂正は、請求項 1 の指掛け穴を、上向きに非切抜部を有する所定の一つのスリット状の穴又は横方向に並ぶ二個の穴に限定するものでした。これに対し、無効審判で認められた訂正では、エンボス処理、二個の穴も「スリット状」とすること、巻き硬さ及び把持部長さの限定、引用

関係の整理・独立形式化等が行われています。[8]（2～3頁）、[9]（PDF 4～17 頁）、[1]（3～7 頁）

以下の表は、本件判決で判断対象となった訂正後の請求項を整理したものです。共通構成は、2 ply・エンボス処理、4 ロールの 1 列 2 段配置、ガゼット袋・切妻屋根型把持部、所定の指掛け穴、巻長・質量・質量／フィルム坪量・傾斜角・間隔W及び把持部長さの各限定です。[1]（4～7 頁）

表 1 判決で判断された訂正後の請求項の構成

請求項	共通構成に対する主な追加限定・引用関係
1	巻き硬さ 1.0～3.0mm を限定。
3	請求項 1 に従属し、フィルム坪量 13～39g/m ² を追加。
4	独立形式。巻き硬さ／フィルム坪量＝0.035～0.13 を限定。巻き硬さ 1.0～3.0mm 自体の限定はない。
6	独立形式。巻き硬さ 1.0～3.0mm と、巻き硬さ／フィルム坪量＝0.035～0.13 の双方を限定。
7	請求項 1・3・4・6 のいずれかに従属し、シート 1 枚当たり坪量 13g/m ² 超、17g/m ² 以下を追加。

出典：[1]（4～7 頁）、[9]（PDF14～17 頁）。巻き硬さ／フィルム坪量の単位は mm／（g/m²）。請求項 2・5 は訂正により削除されている。

したがって、登録公報をそのまま本件訴訟の請求項として読み替えることはできません。また、訂正によって限定が追加されたことと、その限定が進歩性を基礎付けることも別問題です。後者について裁判所は、各請求項の構成に即して否定しています。[1]（64～72 頁）

（３）主引用例・副引用例と四つの相違点

本件訴訟の証拠番号では、主引用例の甲 1 が特開 2011-189965 号公報[5]、副引用例の甲 2 が特開 2015-101388 号公報[6]です。甲 1 には、切妻屋根型のガゼット包装と指掛け用スリットを有する 8 ロールのパッケージが、甲 2 には、長巻の 2 ply ロールを 4 個収納し、ロールや包装フィルムの物性を定めた具体例が記載されています。[1]（7～9 頁）

以下、特に断らない限り「甲 1」「甲 2」は無効審判・本件訴訟での証拠番号を用います。異議決定では両公報の証拠番号及び主・副引用例の役割が逆になっているため、第 7 節では公報番号も併記します。[8]（10 頁）、[9]（PDF18 頁）

請求項 1 と甲 1 発明の相違点は、概ね次のとおりです。

表 2 訂正後の請求項 1 と甲 1 発明との主な相違点

相違点	本件発明側の主な限定	判断の中心
1	2 ply・エンボス処理、4 ロールの 1 列 2 段配置、巻長 63～103m、1 ロールの質量 200～370g、4 ロールの質量／フィルム坪量＝25～80	甲 2 の具体的なロール・収納形態・フィルム物性を甲 1 に適用できるか
2	傾斜角 θ ＝25～45 度、長辺同士の間隔W＝105～134mm	甲 1 の傾斜角 20～50 度と、甲 2 のロール径等から設計できるか
3	巻き硬さ＝1.0～3.0mm	甲 2 に記載された同一の数値範囲を適用できるか
4	把持部長さ＝ロール巻直径の 2 倍の 72～100%	通常の包装設計を超える技術的意義があるか

出典：[1]（10～11 頁、55 頁）。質量／フィルム坪量の単位は g／（g/m²）。

この四つの相違点の認定自体を、裁判所は是認しています。[1]（55 頁）

3. 評釈①——組合せの動機付けを支えたのは「ニーズ」だけではない

（1）低い市場シェアと、技術的な動機付けの欠如とは異なる

原告は、出願当時、対象となる長巻製品の市場での容量比率が 0.4%、売上比率が 0.5%にすぎなかったことなどから、長巻化・少ロール化が一般的ではなく、甲 2 の構成を採用する動機付けもないと主張しました。裁判所は、認定しているのは長巻化・ロール数削減に対する**需要の存在**と、その**周知性**であって、特定の長巻 2 ply 製品が市場の主流であったことではないとして、この主張を退けています。[1]（21 頁、53～54 頁）

この区別は妥当です。市場で多数売れていることと、当業者がその方向の開発を検討する理由があることとは、同じではありません。少数市場であっても、既に知られた需要に対応するための技術開発は考えられます。

もっとも、**市場資料が進歩性判断に無関係になったわけではありません**。低い普及率が、具体的な技術的失敗、解決困難な不具合、長年克服されていなかった障害等と結び付くならば、別の評価が可能です。本件の原告の主張については、「普及していない」という事実から「技術的に採用困難である」という結論に至るための説明が十分でなかった、と理解するのが適切でしょう。

（2）重要なのは、甲 2 に「ガゼット包装」も明記されていたこと

本件で特に重要なのは、甲 2 の段落【0013】に、包装方法としてキャラメル包装だけでなく、**ガゼット包装も採用できる旨の記載があったこと**です。裁判所はこれを踏まえ、長巻化・少ロール化の技術常識と合わせて、甲 2 記載事項を甲 1 発明に適用する動機付けを認めました。[1]（56 頁）、[6]（段落【0013】）

したがって、本判決は、単に「省スペース化は一般的な課題だから、何でも組み合わせられる」としたものではありません。

甲 1 の包装構造、甲 2 の具体的な長巻 4 ロールの構成、そして甲 2 自身のガゼット包装への言及が、組合せの経路を具体化していたという点を重視すべきです。

この事情がなければ、ガゼット包装とキャラメル包装との違い、特に荷重の伝達経路やフィルムに要求される性質の違いについて、原告の阻害事由の主張をより慎重に検討する必要があると思われます。

（３）「阻害事由がない」ことだけで、動機付けがあるとはいえない

原告は、包装形態の違いにより、不測の不具合が生じることが予期されると主張しました。裁判所は、甲２のロール製品及び収納形態を適用することでそのような不具合が予期されるとは認めず、甲２がキャラメル包装に限定されていないことも指摘しています。[1]（57～58 頁）

ここには留保も必要です。「不具合の記載がない」ことは、「組み合わせる積極的理由がある」と同義ではありません。本判決を支持できるのは、先に述べた需要と具体的な技術的示唆が存在し、そのうえで阻害事由も認められなかったからです。

もっとも、甲２の包装方法についての一般的な記載だけから、すべての物性値が異なる包装構造にそのまま移せると自動的に結論付けることはできません。裁判所は、ロールの重量等に応じて甲２のフィルム坪量を選ぶことを通常の設計としています。本件でなお検討すべきなのは、その説明が、荷重伝達や破損部位の相違という原告の具体的反論を十分に解消しているかという点です。[1]（28～31 頁、56～59 頁）

４．評釈②——発明者と同じ課題認識・発想経路をたどる必要はない

（１）本判決の重要な判断

原告は、長巻ロールをガゼット袋に収納したときの端部潰れという、本件発明特有の課題が認識されていなければ、各構成を組み合わせることはできないと主張しました。

これに対し裁判所は、特許発明の課題を認識しなければ、相違点に係る構成を想到し得ないと解することはできないと判断しています。[1]（59～60 頁）

私は、この判断は基本的に妥当と考えます。

本件では、発明者は「ロール端部の潰れを抑える」という観点から包装を設計したとしても、当業者が「省スペース化」「長巻ロールの採用」「把持・運搬の容易さ」という別の観点から設計を進め、請求項に含まれる製品に容易に到達する可能性があります。発想経路の独自性と、請求された物の構成の非容易想到性とは、区別しなければなりません。

創英の解説も、本件発明の課題を解決する手段があらかじめ与えられていなければ組合せの動機付けが成立しない、という原告の主張が退けられた点に着目しています。[2]（「コメント」、添付 PDF 2 頁）

（２）ただし、課題の独自性を軽視してよいわけではない

課題の新しさが、従来は着目されなかった構成の採用に結び付き、その構成に至る別の容易な経路も認められないのであれば、課題認識は進歩性を支える重要な事情になり得るはずです。

したがって、本判決の射程は、次のように整理すべきです。

本件発明の課題を知らなくても、公知技術と既知の需要から、請求項に含まれる構成に到達する別の経路が認められた。

これは本稿による整理であり、判決の逐語引用ではありません。「課題が新しくても進歩性には関係しない」という一般論に拡張するべきではありません。

（３）「必然であること」は不要だが、「組合せ全体」の検討は必要

原告は、四つの相違点すべてを本件発明の構成に変更する選択が「必然」であるかを検討すべきとも主張しました。裁判所は、そのような基準によるべき根拠はないとしています。[1]（60～61 頁）
特許法 29 条 2 項が問題とするのは、当業者が「容易に発明をすることができた」かであって、他の選択肢が存在せず、その発明だけが必然的に選ばれるかではありません。この点で、原告の主張は要求水準が高すぎたと考えられます。[7]（29 条 2 項）

しかし、だからといって、各構成が個別に知られていることを示せば足りるわけではありません。原告が主張した**複数の物性・構造の相互作用を一体として評価すべきだ**という問題提起自体は、**重要**です。

本件では、甲 2 の一つの具体例に巻長、質量、巻き硬さ、フィルム坪量等がまとまって記載されていたため、多数の独立した選択肢を後知恵で拾い集める場合とは事情が異なります。その一体的な構成を適用できるかという問題として検討した点に、本判決の判断を支える理由があります。[1]（8～9 頁、60 頁）

さらに、無効審決原文は、相違点 1 と 2 を、ロールの物性・配置と、それに起因する傾斜角・間隔 W との関係が特に強いものとして、まとめて判断すると明記しています。審決が構成間の関連性を全く考慮しなかったという評価は適切ではありません。批評すべき点は、一括して扱ったこと自体ではなく、その中で相互作用と効果の予測可能性が十分に説明されているかです。[9]（PDF48 頁）、[1]（11 頁）

5. 評釈③——新しいパラメータを発見したことと、新しい物を発明したこと

（１）本件の比率は、既存の具体例から算出できた

本件発明では、次のパラメータが採用されています。

$$R = (\text{包装袋内の 4 個のロール製品の質量}) / (\text{包装フィルムの坪量})$$

原告は、ロール質量とフィルム坪量との相関に着目した点に技術的意義があり、甲 2 の具体例から独立したパラメータとして読み取れなければ適用できないと主張しました。しかし裁判所は、そのように解する根拠はないとしました。[1]（59 頁）

例えば、甲 2 の実施例 1 では、コアを除く 1 ロールの質量は 257g、フィルム坪量は 25.5g/m²です。審決が認定したコア重量 4～6 g を加えると、比率は次のようになります。[1]（9 頁、12～13 頁）

$$R = 4 \times (257 + c) \div 25.5 = \text{約 } 40.9 \sim 41.3 \quad (c=4 \sim 6g)$$

ここで c は 1 ロール当たりのコア質量です。R の単位は請求項表記では g / (g/m²) であり、単なる無次元の重量比ではありません。上式は甲 2 実施例 1 と審決の認定値に基づく再計算です。

これは本件発明の 25～80 の範囲内です。

つまり、甲 2 の執筆者がその比率を独立した指標として認識していたかにかかわらず、**記載された具体的な製品・フィルムの組合せは、既にその比率を満たしていたこと**になります。

なお、異議決定も既に、特開 2015-101388 号の実施例 1～6 について、通常のコア質量を 4g 程度として質量／フィルム坪量を計算し、本件の 25～80 に相当すると認定していました。したがって、このパラメータの範囲充足を認定したこと自体は、無効審判で初めて現れた判断ではありません。異議段階の進歩性肯定を支えたのは、主として後述する傾斜角に関する判断です。[8]（16～17 頁）

（２）パラメータの新しさだけでは、物の請求項は維持できない

この点に関する本判決の考え方は、物の発明について妥当です。

既存の構成に新しい説明変数や比率を与えても、それだけで物自体が異なるものになるわけではありません。本件審決も、特殊な表現で画定された範囲に含まれる具体的な物を容易に想到できるならば、その表現自体によって進歩性が肯定されるものではないとしています。[1]（15～16 頁）

ただし、比率が計算できることだけで、本件発明全体の進歩性が否定されるわけではない点は重要です。甲 2 のロール・フィルムを甲 1 の包装構造に適用する理由、傾斜角や把持部長さを含む残りの限定への到達可能性は、別途論証しなければなりません。

本件の実務的な教訓は、パラメータ発明については、パラメータ名の有無だけを検索するのではなく、先行文献の実施例の物性値から再計算し、同一の具体例が各限定を同時に満たすかを確認する必要があるということです。

6. 評釈④——数値限定の判断は、結論を支持しつつも丁寧に読む必要がある

（１）傾斜角 25～45 度について

甲 1 には、傾斜角 20～50 度の記載があり、角度が小さすぎる場合の掴みにくさと、大きすぎる場合の包装のルーズさ・運搬のしにくさが説明されていました。裁判所は、甲 2 の内容物及び収納形態に合わせてこれらの事情を考慮し、25～45 度を選ぶことは設計的事項であるとししました。[1]（61～62 頁）、[5]（段落【0024】）

一方、本件明細書の説明は、傾斜角が大きくなると、明細書が示す $F/\sin\theta$ の関係により端部への負荷が小さくなるが、大きすぎると内部の隙間が増えて不安定になる、というものです。原告は、この数値範囲を採る理由が甲 1 とは異なると主張しましたが、裁判所は、理由の違いだけでは容易想到性の結論は変わらないとしています。[1]（39～40 頁、63～64 頁）、[4]（段落【0020】～【0021】）

この結論には相応の説得力があります。甲 1 から既に角度を調整する理由と大まかな範囲が与えられており、請求された 25～45 度はその内部にあるからです。

もともと、角度を大きくすると負荷が減るという一般的な傾向と、25 度・45 度という境界を選ぶ意義とは、別の問題です。この点で、裁判所が境界値の技術的意義を問題としたこと自体は理解できます。

（２）比較試験は存在し、数値範囲の実用的意味も示している

登録公報の表 1・表 2 には、比較例 7・8 だけでなく、数値範囲の上下限に近い実施例 14～17 も記載されています。評価はモニター 20 人による 5 段階評価で、3 点が「実用上問題ない」、2 点が「劣る」とされています。傾斜角と関係の深い 2 項目を抜き出すと、次のとおりです。[4]（段落【0038】、表 1・表 2、段落【0044】）

表 3 傾斜角と端部の潰れ難さ・保持性に関する公報記載値

試験区	傾斜角 θ	端部の潰れ難さ	包装袋内の保持性
比較例 7	22 度	2	5
実施例 14	26 度	3	5
実施例 15	29 度	4	5
実施例 3	35 度	5	5
実施例 16	40 度	5	4
実施例 17	44 度	5	3
比較例 8	48 度	5	2

出典：[4]（11～12 頁、表 1・表 2）。原表の値を角度順に配列した抜粋であり、角度以外の条件を完全に統一した試験ではない。表中の点数は本件明細書の官能評価であり、本稿による評価ではない。

このデータは、傾斜角が小さい側では端部の潰れ難さが、大きい側では保持性が低下するという明細書の説明を裏付け、25～45 度付近を実用上の範囲とする理由の理解に資するものです。したがって、「比較データがない」「当該範囲に技術的な意味が全くない」と評価するのは行き過ぎです。

[4]（段落【0020】、表 1・表 2、段落【0044】）

他方、表中ではフィルム坪量、巻き硬さ、質量、間隔W等も一定ではなく、25 度・45 度そのものの試験値や、各評価の分散・統計的な差の情報は表 1・表 2 及び評価方法の記載からは確認できません。このため、上表だけで角度の寄与を厳密に分離したり、境界での急激な変化や先行技術から予測し難い顕著な効果まで証明したりすることはできません。[4]（段落【0034】～【0039】、表 1・表 2）

以上から、検討すべきなのは、**実用上意味のある効果と、進歩性を支える予測困難な効果**とを、判決が十分に区別して説明しているかという点です。異議決定原文には同じ表 1・表 2 が掲載され、サポート要件・実施可能要件の判断にも利用されていますが、それ自体は顕著な効果を認めたことを意味しません。[8]（5～10 頁、17 頁）、[1]（62～63 頁）

無効審決は、力学的な作用機序等に照らし効果は予測し難い顕著なものではないと判断し、判決も傾斜角の境界値に格別の技術的意義・顕著な効果を認めていません。結論は理解できますが、上表が示す実用上の傾向を踏まえてなお進歩性を肯定できない理由について、もう一段具体的な説示が望まれたと考えます。[9]（PDF55～59 頁）、[1]（62～64 頁）

（３）把持部長さ 72～100%の判断は、やや説明が薄い

把持部長さについて裁判所は、甲 1 の持手部をロール巻直径のほぼ 2 倍とすることは通常の設計であり、それを著しく下回らない 72%を下限とすることも設計的事項であるとししました。また、請求項には、屋根部分と把持部との接続関係や、ガゼット部との寸法関係等が特定されていないことを指摘しています。[1]（65～67 頁）

この部分は、本判決の中で比較的議論の余地が大きいところです。「著しく短くしない」という一般論から、直ちに「72%」という下限値が導かれるわけではないからです。

ただし、進歩性判断の中心を、72%という境界値を独立に考案することではなく、請求項が含む、把持部長さが巻直径のほぼ2倍である通常の構成への到達に置くならば、結論は理解しやすくなります。請求範囲が通常の設計を包含する以上、下限値に特別な説明を付したことだけでは、その包含部分の容易想到性を解消できない、という整理です。

登録公報の【0026】は短い把持部が短辺側の袋を引っ張ることによる端部潰れを説明し、

【0027】・図7には把持部長さを調整する例があります。他方、表1・表2には把持部長さ又はその比率の評価欄がありません。したがって、明細書に技術思想がないということではなく、その思想を実現する構造を請求項がどこまで特定し、72%という下限との因果関係をどこまで示すかが問題です。[4]（段落【0026】～【0027】、表1・表2、図7）、[1]（66頁）

（４）「臨界的意義」は一律の法定要件ではない

本判決では、各数値範囲について「格別の技術的意義」「格別顕著な効果」が否定されています。しかし、特許法29条2項の法定要件は容易想到性であり、数値境界で不連続な効果が生じること自体を、独立の必須要件として規定しているわけではありません。[1]（62～63頁、66頁ほか）、[7]（29条2項）

したがって、「臨界的意義がないから進歩性がない」という単線的な理解ではなく、次のように読むべきです。

公知技術から当該構成に至る容易な経路が認められ、その判断を覆すほどの数値範囲の意義や効果も認められなかった。

7. 評釈⑤——異議決定と無効審決・判決で、何が変わったか

異議決定・無効審決の原文により、異議段階と無効審判段階で主引用例と副引用例が入れ替わっていることを、一次資料から確認できます。異議決定の甲1は特開2015-101388号、甲2は特開2011-189965号であり、無効審判・本件訴訟ではこの順序が逆になっています。なお、審査段階の引用例の位置付けはユニアス解説による紹介であり、本稿では審査時の拒絶理由通知書・意見書の本文を確認していません。[8]（10頁）、[9]（PDF18頁）、[3]（5頁）

（１）変化は「引用例の入替え」だけではない

表４ 異議決定と無効審決・判決の対照

検討項目	異議決定（令和３年）	無効審決・判決（令和７～８年）
出発点	特開 2015－101388 号。長巻４ロールと物性条件を出発点とする。	特開 2011－189965 号。切妻屋根型ガゼット包装と傾斜角 20～50 度を出発点とする。
傾斜角の評価	端部負荷を小さくするために 25 度以上とする記載・示唆が引用例にないことを重視。	掴みやすさ・包装のルーズさ等から角度を調整でき、目的の違いだけでは容易想到性を否定しない。
質量／フィルム坪量	実施例から再計算して 25～80 の充足を既に認定。	具体例の範囲充足を認定し、特別なパラメータ表現でも具体的な物への到達可能性を検討。
請求項の状態	指掛け穴を訂正した請求項 1～5。	追加の構成限定と引用関係の整理後の請求項 1・3・4・6・7。2・5 は削除。
最終的な判断	傾斜角に関する相違点 3 を先に検討し、容易想到とはいえないとして特許維持。	各相違点・各請求項の容易想到性を肯定し、無効。取消訴訟でも維持。

出典：[8]（2～3 頁、10 頁、16～17 頁）、[9]（PDF 2～7 頁、18 頁、47～62 頁）、[1]（59～67 頁）。「甲 1」「甲 2」の番号は手続間で逆であることに注意。

異議決定は、まず相違点 3（傾斜角）を検討し、特開 2011－189965 号には、ロール重量による端部負荷を小さくするために傾斜角を 25 度以上にするという記載も示唆もないとして、容易想到性を否定しました。これに対し本判決は、発明者と同じ課題認識がなくても他の動機から構成に至り得るとし、角度を設定する目的が異なることだけでは結論は変わらないとしています。[8]（16～17 頁）、[1]（60～64 頁）

すなわち、判断の差の中心には、主引用例の変更という構成上の違いに加え、課題・作用機序の相違を容易想到性の判断でどこまで重視するかという評価の違いがあります。異議決定では長巻製品から包装構造と角度を付加する経路が、無効審決・判決では既存の包装構造に長巻製品を適用して調整する経路が検討されました。これは本稿による比較分析です。

ただし、主・副引用例を入れ替えさえすれば進歩性を否定できるわけではありません。異議決定自体、後の主引用例に記載された 20～50 度を既に検討していました。新しい文献が初めて見つかった事案と説明することも適切ではありません。選んだ出発点から、請求項の構成全体に至る具体的な理由と、効果の評価を示す必要があります。[8]（17 頁）

異議決定は傾斜角の相違点を先行して検討して結論を導いており、あらゆる相違点・組合せ経路について非容易想到性を網羅的に認めたものではありません。また、被告が判断のハードルを下げるために引用例を入れ替えたという説明は、ユニアス解説の推察にとどまります。原資料から確認できるのは入替えの事実と判断内容であって、被告の内心の目的ではありません。[8]（16～17 頁）、[3]（5 頁）

（２）本件は、異議決定そのものを取り消した訴訟ではない

令和３年の異議維持決定は、その手続の対象となった訂正後の請求項と申立理由についての判断です。本件訴訟が直接の取消対象としたのは、別途請求された無効 2023－800037 号事件の令和 7 年 6 月 3 日審決です。「知財高裁が異議維持決定を直接取り消した」と説明してはいけません。[8]（1 頁、17 頁）、[1]（2～3 頁）

本件から得られる実務上の教訓は、異議を経て維持されたという結果だけで権利の強さを判断せず、当時どの相違点で特許が維持されたのか、別の主引用例からの攻撃経路が残るのか、その後の訂正で何が追加されたのかを併せて評価することです。

8. 証拠評価、サポート要件及び手続保障の留意点

（１）出願後の資料で、出願時の技術常識を認定する問題

本件では、芯の重さが4～6g程度であるとの技術常識を認定するために、平成30年の自治体資料と平成31年のインターネット上の質問投稿が用いられています。いずれも平成27年の本件出願より後の資料ですが、裁判所は、その認定に誤りがあるとは認められないとしています。[1]（12頁、53頁）

この証拠の年代・信用性については、説明を補う余地があります。他方、本件明細書と異議決定に記載されたコア質量も考慮する必要があります。

本件明細書【0014】自体に「コアの質量は、通常は4～7g程度」と記載され、表1・表2のコア質量も4gとされています。また、異議決定も通常のコア質量を4g程度として比率を算出していました。したがって、芯の重さに関する認定が出願後のインターネット資料だけで初めて支えられたような印象を与えるのは適切ではありません。[4]（段落【0014】、表1・表2）、[8]（16頁）

もっとも、本件明細書の記載だけで出願前の公知性・周知性が当然に証明されるわけではなく、後年資料から出願時の技術常識を推認する際の説明はなお必要です。他方、明細書記載の4～7gを用いて甲2実施例1の比率を再計算しても、約40.9～41.4となり25～80の範囲内です。これは本稿の感度確認であって審決の4～6gという認定を置換するものではありません。本件では、結論を左右する欠陥というより、証拠の位置付けと推論の説明に関する留意点と評価するのが相当です。[4]（段落【0014】）、[1]（9頁、12～13頁）

（２）サポート要件と顕著な効果は別の問いである

異議決定で問題とされたサポート要件は、主として、指掛け穴の形状・数等が異なってもフィルムの破れにくさを一般化できるかという点でした。所定の一つのスリット状の穴又は二個の穴に限定する訂正後は、実施例や穴の作用に照らし課題解決を理解できるとして、サポート要件を満たすと判断されています。実施可能要件違反の主張についても、実施例1～17のフィルム強さが3点以上であること等を踏まえて採用されていません。[8]（3～4頁、9～10頁、17頁）

これに対し、無効審判で主張されたサポート要件違反は、間隔W105～134mmとロール巻直径との関係や、請求項に巻直径の限定がないことを問題とするものでした。審決は明細書【0022】・【0025】等から両者の関係を理解できるとして、この無効理由を認めませんでした。同じサポート要件でも、異議段階と無効審判段階では問題となった事項が異なります。[9]（PDF17～18頁、60～62頁）

したがって、両手続でサポート要件違反が認められなかったことをもって、傾斜角の範囲が先行技術に対して非容易想到であるとか、予測困難な顕著な効果があると判断されたわけではありません。課題を解決できると理解できる範囲かという問いと、公知技術から容易に到達できないかという問いを分ける必要があります。なお、本件判決が審査した無効理由は進歩性であり、審決のサポート要件適合判断を独立に再審査した判決として扱うべきではありません。[1]（7頁、20頁）、[8]（9～10頁、17頁）

（３）職権証拠調べと「実質的な反論機会」

原告は、審判体が職権で採用した文献について十分な反論機会が与えられていないとして、手続違法も主張しました。特許法 150 条 5 項は、職権による証拠調べ等の結果を当事者に通知し、相当の期間を指定して意見を述べる機会を与えることを求めています。[1]（46～47 頁）、[7]（150 条 5 項）

裁判所は、審決予告に文献と技術常識の認定が示され、原告が訂正請求書の「付言」で実際に反論していたことから、反論の機会は実質的に与えられていたとしました。また、予告と最終審決に表現の違いはあっても、認定の基礎となる具体的記載と認定対象の技術常識は同じであるとして、追加の機会を与えなかったことも違法とはしませんでした。[1]（72～73 頁）

この判断は、認定された具体的経過の下では支持できます。ただし、本件は**審判手続内で実際に反論できた事案**です。「取消訴訟で反論できれば審判段階の手続違反は解消される」としたものではありません。また、最終審決で新たな重要文献や実質的に異なる認定が持ち込まれる場合まで、通知・反論機会が不要になるわけでもありません。

９．出願・権利化・無効審判実務への示唆

（１）出願人側——「課題を発見した」から「公知の設計では到達できない」へ

本件型の発明では、課題の独自性を述べるだけでなく、**先行技術を通常どおり組み合わせた場合と、本件発明の構成との違いを示すことが重要**だと考えます。

本件であれば、包装形状、傾斜角、把持部長さ、ロール質量、巻き硬さ、フィルム物性を対象に、どの要因がどの不具合を生じさせ、どの組合せで初めて改善されるのかを、比較実験や力学的説明で結び付けることです。官能評価に加えて、端部変形量や荷重等の客観的指標を備えることも、説得力を高める方向でしょう。

その際、実験で効果を確認した構造的条件が請求項から抜け落ちていないかも重要です。本判決が把持部と屋根部分・ガゼット部との関係の未特定を問題とした点は、**作用機序を説明するために必要な構成と、請求項に実際に記載した構成との対応を点検すべき**ことを示しています。[1]（66 頁）

また、本件では、異議段階の指掛け穴の訂正と、無効審判段階の把持部長さ等の訂正とで、対応した論点が異なります。ある限定によりサポート要件の問題を解消できても、その限定が引用例に既に開示されていたり通常の設計にとどまったりする場合、進歩性の防御には直結しません。訂正案は、各無効理由への効き方と、他の請求項への影響を分けて検討すべきです。[8]（2 頁、9～10 頁）、[1]（4～7 頁、65～67 頁）

（２）無効請求人側——同一実施例の「同時充足」を示す

パラメータや多数の数値限定に対しては、先行文献の具体例を再計算し、各限定を一覧で対応させる方法が有効です。ただし、異なる実施例から都合のよい数値を取り出すのではなく、**一つの具体例がどこまで同時に充足し、残りをどのような動機で変更するのかを明示**すべきです。

本件では、甲 2 の具体例が複数の数値限定をまとめて満たしていたことと、甲 1 への適用の動機付けが認められたことが、相互に判断を支えています。[1]（13 頁、56 頁）

実施例・比較例についても、有無の二択ではなく、実用性能を示す資料、限定範囲全体の裏付け、引用発明に対する予測困難な効果の証拠という役割を分けて評価することが重要です。本件の傾斜

角のデータは、その違いを検討する教材になります。[4]（表1・表2）、[8]（17頁）、[9]（PDF58～62頁）

（３）企業知財側——自社の先行出願も、改良発明に対する強い引用例になる

公報情報によれば、甲1・甲2はいずれも日本製紙クレシアの出願です。本件は、自社の既存技術を組み合わせた改良を、どこまで独立した特許として保護できるかという観点でも示唆的です。[5]（1頁）、[6]（1頁）

改良出願の評価では、競合他社の文献だけでなく、自社の公開済み出願同士を組み合わせる場合にも、新たな請求項に容易に到達しないかを点検する必要があります。特に、「前の特許で開示した物性条件」と「別の前の特許で開示した構造」を組み合わせる場合、追加した数値限定が通常の調整にとどまらないことを、出願時から説明できるようにしておくべきでしょう。

（４）権利評価では、請求項の版と消滅理由を確認する

企業の特許評価・実施判断では、登録公報だけでなく、異議・無効審判での訂正後の請求項、無効審決の対象、経過情報・登録情報の表示を確認する必要があります。本件の「請求項2・5の審判請求却下」は当該項の存続を意味しません。登録情報は無効審判の確定による抹消と消滅日（令和8年5月7日）を示しており、同じ画面に「請求項の数5」とあっても、5項の権利が存続するという意味ではありません。[1]（3頁）、[9]（PDF62頁）、[10]・[11]（各1頁）

ただし、本件1件の消滅をもって、類似製品について他の特許も含めて実施上の障害がないと結論付けることはできません。これは本件資料から導ける結論の範囲に関する留意点であり、他の権利の存否を本稿で調査したものではありません。

10. 総括

本件は、異議手続では訂正後に特許が維持されたものの、その後の無効審判でさらに訂正された請求項について進歩性が否定され、取消請求も棄却され、提供された経過情報・登録情報上は無効審判の確定による抹消に至った事例です。登録情報に表示された消滅日は令和8年5月7日、閉鎖登録年月日は同年8月19日です。[8]（1頁）、[9]（PDF2頁、62頁）、[1]（73頁）、[10]・[11]（各1頁）

進歩性を否定した結論をおおむね支持します。甲2の具体例が複数の限定を同時に満たし、甲1への適用を裏付ける事情も認められたためです。ただし、引用例の入替えだけでなく、課題の独自性、数値範囲の実用的意味、効果の予測可能性を各手続がどう評価したかが重要です。公報の比較試験を踏まえると、「技術的意味が全くない」と「進歩性を肯定するほどではない」ことを、より明確に分けて論じる必要があります。[1]（56～64頁）、[4]（表1・表2）、[8]（16～17頁）

本件の最大の教訓は、課題や相関関係の発見、製品としての実用性、請求範囲の裏付け、そして構成全体の非容易想到性を分けて検討することです。その上で、どの版の請求項について、どの先行技術から、どのような動機で到達できるかを具体的に示し、比較実験と作用機序の説明を結び付けることが、出願・訂正・無効審判のいずれにおいても重要になります。

参考文献

文献番号は本文と共通です。資料の確認日は2026年9月20日です。保存PDFに表示された日付と本稿の確認日は区別します。各文献について、書誌情報、参照箇所及び掲載URL又は参照ファイル名を記載しています。

- [1] 知的財産高等裁判所第3部、令和8年4月23日判決、令和7年（行ケ）第10069号、審決取消請求事件（「ロール製品パッケージ」）。原告：日本製紙クレシア株式会社、被告：大王製紙株式会社。対象審決：無効2023-800037号、令和7年6月3日。判決本文1～74頁、公表PDFは別紙を含む84頁（別紙1・3・4の内容は省略）。主な参照箇所：2～20頁、53～74頁。

裁判所公表PDF：<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95922.pdf>

- [2] 阿部 寛、「特許 令和7年（行ケ）第10069号『ロール製品パッケージ』（知的財産高等裁判所令和8年4月23日）」、弁理士法人創英『知財判決ダイジェスト』、2026年8月20日。提供された保存PDFは全3頁。主な参照箇所：「事案概要」「結論」「コメント」（PDF1～2頁）。

掲載ページ：[\[3\] 丹野 寿典（担当弁理士）、「『ロール製品パッケージ』事件—審決（無効・成立）取消請求事件」。ユニアス国際特許事務所、発行日記載なし、全5頁。主な参照箇所：5頁「コメント」。審査段階の引用例の説明及び引用例入替えの意図に関する推察は、この解説によるもの。](https://www.soei.com/特許_令和7年（行ケ）第10069号「ロール/</p></div><div data-bbox=)

公表PDF：https://unius-pa.com/wp/wp-content/uploads/2026/08/R7_gyoke_10069.pdf

- [4] 日本製紙クレシア株式会社、「ロール製品パッケージ」。特許第6590596号（JP6590596B2）。特願2015-170914、出願日2015年8月31日、登録日2019年9月27日、公報発行日2019年10月16日、全16頁。参照ファイル：「JPB 006590596-000000.pdf」。主な参照箇所：請求項1～5、段落【0005】【0014】～【0015】【0018】～【0028】【0034】～【0044】、表1・表2（11～12頁）、図7（15頁）。これは登録時公報であり、本件訴訟の訂正後請求項は[1]・[9]による。

公報掲載ページ：<https://patents.google.com/patent/JP6590596B2/ja>

- [5] 日本製紙クレシア株式会社、「包装袋及びロール製品パッケージ」。特開2011-189965号（JP2011189965A）。特願2010-58116、出願日2010年3月15日、公開日2011年9月29日、全12頁。無効審判・本件訴訟では甲1（主引用例）、異議決定では甲2。主な参照箇所：段落【0024】、図4等。

公報掲載ページ：<https://patents.google.com/patent/JP2011189965A/ja>

- [6] 日本製紙クレシア株式会社、「ロール製品パッケージ」。特開2015-101388号（JP2015101388A）。特願2013-244532、出願日2013年11月27日、公開日2015年6月4日、全13頁。無効審判・本件訴訟では甲2（副引用例）、異議決定では甲1（主引用例）。主な参照箇所：段落【0010】～【0017】【0024】、実施例1～6及び表1。

公報掲載ページ：<https://patents.google.com/patent/JP2015101388A/ja>

- [7] 特許法（昭和34年法律第121号）。参照条文：29条2項（進歩性）、125条（無効審決確定の効果）、150条5項（職権証拠調べ等の結果の通知・意見申立ての機会）。法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」の日本語条文を参照。当該掲載版の最終更新表示は令和元年法律第3号であり、法令全体の最新改正を示す資料として引用するものではない。

掲載条文：<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4097>

- [8] 特許庁. 異議 2020-700269 号「ロール製品パッケージ」特許異議申立事件の決定. 管理番号 1372722、異議決定日 2021 年 3 月 2 日、確定日 2021 年 3 月 11 日、公報発行日 2021 年 5 月 28 日. 特許第 6590596 号、訂正後の請求項 1～5 について特許維持. 全 19 頁（訂正後の特許請求の範囲を含む）.

提供ファイル:「異議決定 1372722.pdf」. 参照: 1～3 頁（経緯・訂正）、3～10 頁（サポート要件）、10～17 頁（進歩性・実施可能要件）、18～19 頁（決定日・訂正後請求項）。

- [9] 特許庁. 無効 2023-800037 号「ロール製品パッケージ」特許無効審判事件の審決. 審決日 2025 年 6 月 3 日. 請求人: 大王製紙株式会社、被請求人: 日本製紙クレシア株式会社. 訂正を認め、請求項 1・3・4・6・7 の特許を無効とし、削除された請求項 2・5 への審判請求を却下. J-PlatPat 文献表示を保存した提供 PDF は全 63 頁.

提供ファイル:「審決表示 | J-PlatPat [JPP].pdf」. 参照: PDF 2～7 頁（結論・経緯・訂正）、14～18 頁（請求項・主張理由・証拠）、47～60 頁（相違点・進歩性）、60～62 頁（サポート要件・結論）。PDF ページ位置と内部の審決印刷頁は一致しない。個別画面 URL は提供資料から特定していない。

- [10] J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）. 特願 2015-170914、特許第 6590596 号の経過情報照会画面. 提供された保存 PDF は全 4 頁. 1 頁に「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅）」「無効審判の確定による抹消」及び無効 2023-800037 号の表示がある.

提供ファイル:「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅） 経過情報表示 | J-PlatPat [JPP].pdf」. 主な参照箇所: 1 頁. 当該 4 頁 PDF では具体的な消滅日等を確認していない。消滅日・閉鎖登録年月日については、登録情報 [11] を参照。

- [11] J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）. 特願 2015-170914、特許第 6590596 号の経過情報照会「登録情報」画面. 提供された保存 PDF は全 1 頁. 「無効審判の確定による抹消」、消滅日 2026 年 5 月 7 日、閉鎖登録年月日 2026 年 8 月 19 日、閉鎖原簿への移記及び更新日付 2026 年 8 月 19 日の表示を確認した.

提供ファイル:「特許 消滅（審判・異議による特許権の消滅).pdf」. 参照: 1 頁「登録情報」タブの登録細項目記事・閉鎖登録年月日記事・更新日付等。PDF の一部文字は縦に圧縮されているため、画面画像を拡大して確認した。判決・無効審決の確定日、抹消登録日との関係及び上訴経過を示す独立の記録は未確認。個別画面 URL は提供資料から特定していない。

資料の位置付け: 本稿は [1]・[4]・[8]～[11] の一次資料を中心に構成した。[2]・[3] は二次資料であり、異議段階と無効審判段階の引用例・判断内容は [8]・[9] で確認したが、審査段階の原資料及び上訴関係記録は確認していない。[10]・[11] は提供された保存画面の確認であって、登録原簿の謄本取得又はライブの経過情報照会を行ったものではない。日付は表示項目に従って記載し、評価・提言は本稿の見解である。